



市町村のための 森林環境譲与税を活用した 森林整備の手引き

お問い合わせ 一般財団法人大阪府みどり公社

森林整備・木材利用促進支援センター

〒541-0054

大阪市中央区南本町2-1-8 創建本町ビル5階

[TEL:06-6563-7321](tel:06-6563-7321)

E-mail:shien@osaka-midori.jp

発行者 大阪府/一般財団法人大阪府みどり公社

発行年月 2022年3月

印刷・編集 中央ユコム株式会社

この紙は「木になる紙」A2マット57.5kgを使用しています。

岩湧山頂から金剛山方面を望む

目 次

はじめに	1
1. 地球温暖化対策と森林施策等をめぐる国内の動向	2
2. 森林環境税・森林環境譲与税について	2
3. 森林環境譲与税を活用した森林整備のフロー	3
4. 市町村の森林の状況と整備手法の検討	4
5. 大阪府森林整備指針について	5～7
6. 森林経営管理制度について	8
7. 林地台帳の整備について	9
8. 森林計画制度について	10



はじめに

平成31年4月1日に「森林経営管理制度」が施行され、森林所有者による森林の経営管理が困難な場合には、森林所有者への意向調査または森林所有者からの申出を踏まえ、市町村が森林の経営管理の委託を受けて、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、市町村自らが管理を実施することができる森林経営管理制度がスタートしました。

併せて、「森林環境譲与税」が平成31年度から市町村へ譲与され、森林整備や人材育成、木材利用の促進に関する費用に充てることとなっており、森林行政における市町村の役割がますます大きくなっています。

本冊子は、大阪府内の市町村において、当該制度に基づいて森林整備を進めていくに当たり、知っておいていただきたい基本的な情報や進め方などを取りまとめたものです。各市町村の森林の状況や取り組み方針等を踏まえて、「森林環境譲与税」による効果的な森林整備を進めていくための手引書としてご活用ください。

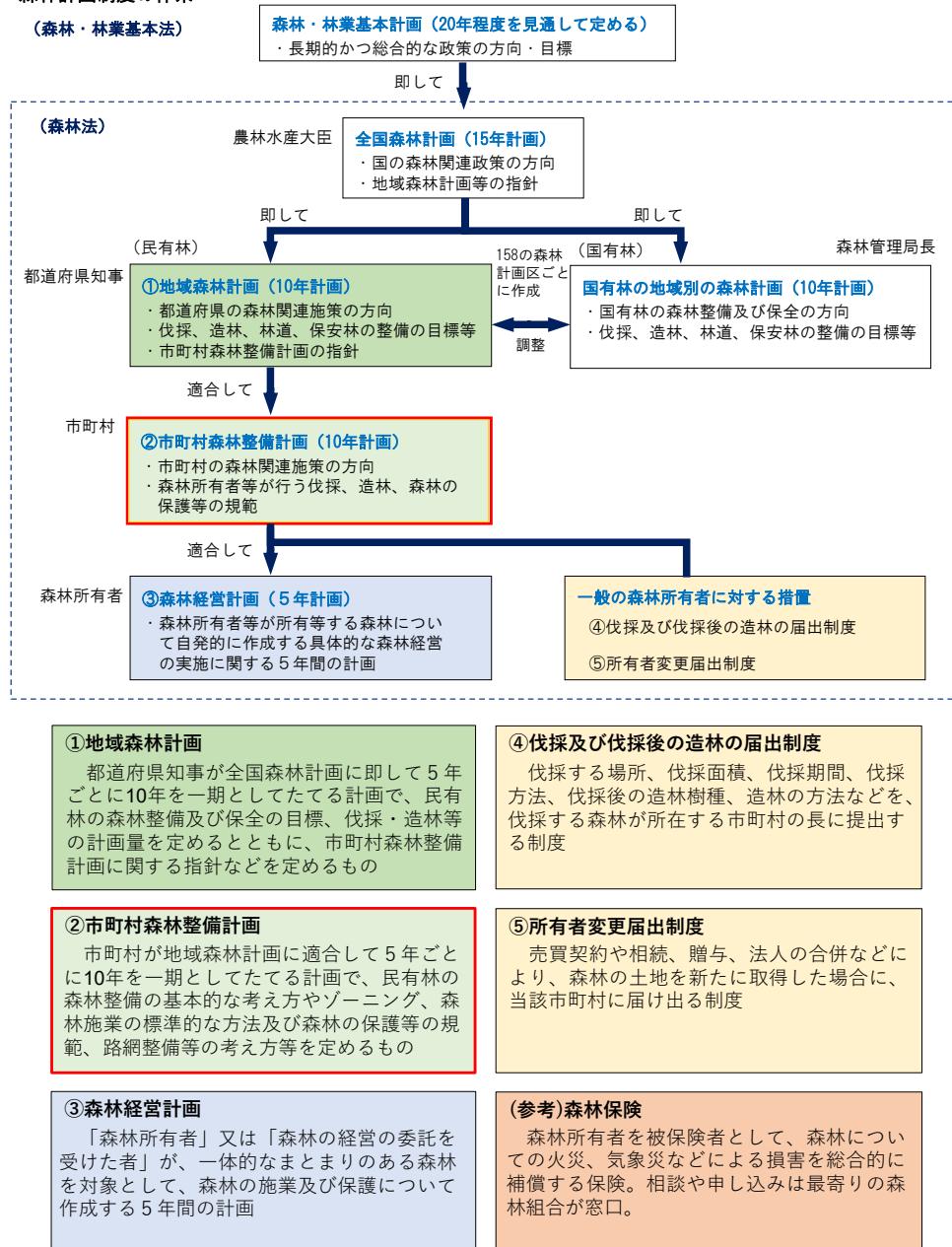
一般財団法人大阪府みどり公社 森林整備・木材利用促進支援センター

8. 森林計画制度について

森林の有する公益的機能を持続的に発揮するため、国、都道府県、市町村による森林計画制度の下で、森林の適正な整備や保全が進められています。

森林計画制度の体系

(森林・林業基本法)



7. 林地台帳の整備について

森林経営意欲の低下や、森林所有者の世代交代、不在村地主化等により、森林の所有者や境界が分からぬるケースが増えています。このため、災害防止事業や森林施業の集約化等に多大な労力が必要となっています。

このような状況を改善していくため、森林簿・登記簿・固定資産課税台帳情報及び森林に関する地図情報をリンクさせ、市町村が森林の所有者や境界に関する情報を一元的に整備・公開する「林地台帳制度」が平成31年度から本格的にスタートしました。

林地台帳 とは 一筆の森林の土地ごとの情報に関する台帳

林地台帳地図 とは 林地台帳に記載した地番の位置を示す森林の土地に関する地図

林地台帳とは (森林法第191条の4)

市町村は、その所掌事務を的確に行うため、**一筆の森林**（地域森林計画対象民有林に限る）の**土地ごと**に次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

林地台帳地図とは (森林法第191条の5)

市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るために、林地台帳に記載された事項（個人情報を除く。）を公表するものとする。

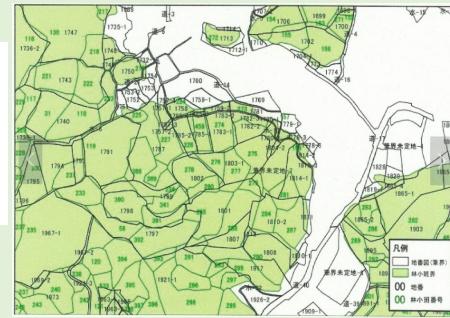
2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

林地台帳及び地図の整備

所在		登記簿上の所有者			現に所掌している者、所有者と見なされる者		境界に係る測量の実施状況		森林經營計画の認定状況		公益的機能に係る森林等		
所在	地番	面積(ha)	林小班	住所	氏名、名前	共有	登記年月日	届出年月日	認定年月日	実施年月日	認定の種類	認定年月	区分

※着色している項目は森林法に定める事項、その他は省令等で定める事項

林地台帳：一筆の森林の土地ごとに作成



地図：台帳の記載地番の位置を示す森林の土地に関する地図

林地台帳及び地図の整備・更新手法

- ・「林地台帳及び地図」の作成については、地籍調査・公図・文献・森林簿・森林計画図・固定資産課税台帳、航空レーザ計測成果等の情報を重ね合わせることで作成
- ・「林地台帳及び地図」の更新については、地籍調査、森林法・国土利用計画法による届出、登記情報、課税台帳、住民基本台帳、境界明確化事業、森林經營計画認定、地域森林計画対象森林の区域変更等の変更・更新に合わせ定期的に更新し情報の維持向上に努める
- ・「林地台帳地図」の更新は判明した一筆の地番界を新たに表示していくものであり林班界を変える作業ではない

※【参考】林地台帳制度運用について平成29年3月（28林整計第389号）最終改定令和2年6月15日（2林整計第211号）

林地台帳及び地図運用マニュアル（林野庁 令和2年6月）・航空レーザ計測（大阪府 令和元・2年度）

1. 地球温暖化対策と森林施策等をめぐる国内の動向

地球温暖化対策は緊急の課題として国際的な枠組みで対策が進められています。1997年にCOP3で採択された京都議定書において、森林の成長量が温暖化ガスの吸収源として位置づけられました。それまで放置されていた森林・林業の位置づけが大きく変わることになりました。持続可能な森林管理は、山地災害防止や水源かん養といった機能と同様に、地球温暖化対策の観点からも重要となっています。

地球温暖化対策と森林施策等の動向

市町村が主体的に取り組むもの

年代	国際関係	国内の動向	
		市町村森林整備計画の作成が義務付け(1998)	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐特措法)施行(2008) ⇒京都議定書における森林吸収量を採用 第一約束期間：2008～2012 第二約束期間：2013～2020
1990年代	地球サミット開催(1992) (気候変動枠組条約採択) 京都議定書採択(1997) ⇒地球温暖化ガスの削減目標に森林によるCO2吸収量を採用	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐特措法)施行(2008) ⇒京都議定書における森林吸収量を目標達成に向けた法律	
2000年代	パリ協定採択(2015) ⇒世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して2℃より低く1.5℃までに抑えることを目標 (21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す)	「森林經營計画制度」スタート(2012) 「林地台帳制度」「森林經營管理制度」「森林環境譲与税の譲与」スタート(2019) 「大阪府森林整備指針」策定(2019) 「建築基準法改正」(2019) ⇒耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し (高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)	
2010年代	2050カーボンニュートラル宣言(2020) ⇒2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこと宣言 「間伐特措法」の改正・延長(2021) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(2021)	2050カーボンニュートラル宣言(2020) ⇒2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこと宣言 「間伐特措法」の改正・延長(2021) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(2021)	
2020年代			

2. 森林環境税・森林環境譲与税について

（根拠法令：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 平成31年4月1日施行）

2015年にCOP21で採択されたパリ協定の枠組みで、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を実施するに必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税・森林環境譲与税が創設されました。

(1)森林環境税・森林環境譲与税の仕組み

森林環境税は令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林經營管理制度」の導入時期も踏まえ、譲与税配付金特別会計における借入金等により、森林環境税の徴収に先駆けて令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準により算定された額が譲与されているところです。

(2)森林環境譲与税の使途とその公表

市町村においては、森林環境譲与税の総額を下記の施策に要する費用に充てなければなりません。

- 森林の整備に関する施策
- 森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

また、森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなりません。

3. 森林環境譲与税を活用した森林整備のフロー

市町村が森林整備を検討し、実施するまでの標準的なフローを以下に示します。

①森林状況の把握・ゾーニング

GISソフトを活用し、右の参考資料の森林データを重ね合わせることで、効率的な森林状況の把握とゾーニングが可能

【参考資料】

- ・林地台帳(P9)
- ・市町村森林整備計画(P10)
- ・森林簿*
- ・森林計画図(林小班図)※
- ・大阪府森林整備指針4区分図※(P7)
- ・航空レーザ計測データ※
- ・施業履歴データ*
- ・森林経営計画書
- ・市町村別の森林面積と人工林率※(P4)など
※は大阪府提供

②森林経営計画策定地

③経営管理が行われていない人工林

④広葉樹林・竹林等

⑤意向調査対象森林

- (例) ・過去10年間施業が行われていない
- ・人工林資源がまとまっているなど

⑥当面手入れのいらない森林

- (例) ・自然歩道沿いの危険木
- ・荒廃し更新が必要な里山林など

⑦要整備森林

⑧市町村による森林整備の計画※の策定

※計画的に森林整備を進めるために市町村が作成する
5ヶ年程度の森林整備の計画

森林経営管理制度(P8)

⑨意向調査の実施

⑩経営管理権集積計画の策定

⑪経営管理実施権配分計画の策定

⑫所有者と協定締結

A造林補助事業による森林整備

B林業事業体による森林整備 (林業経営に適した人工林)

C市町村による森林整備★ (林業経営に適さない人工林)

D市町村による森林整備★ (協定締結)

★森林環境譲与税を活用

◆A|B|C|DはP4の【整備手法の分類】に対応

6. 森林経営管理制度について

(根拠法令：森林経営管理制度)

平成31年4月にスタートした森林経営管理制度は、民有林の人工林（植林された森林）のうち、間伐が行われていないなど、現に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託することや、市町村が管理することにより、林業経営の効率化、森林の持続的な管理を進め、森林の公益的機能の維持増進を図る制度です。

「森林経営管理制度」による管理対象森林（意向調査対象）の抽出

【外枠：府内地域森林計画対象民有林54,142ha (R元年度末時点)】

1. 市町村区域の地域森林計画対象民有林

から【制度対象外】の天然林、無立木地、公有林等を除く

2. 【森林経営計画策定森林】を除く

3. 【残された人工林】から、
施業履歴のある森林（過去10年程度）、
森林経営計画予定エリア、
治山事業による森林整備エリア等を除いた
適切な森林経営管理が行われる予定のない人工林が「森林経営管理制度」対象森林

2.【森林経営計画策定森林】(約7%)

3.【残された人工林】(約43%)
残された人工林から
施業履歴のある森林、
治山事業のエリア等を除く

「森林経営管理制度」対象森林

経営管理が行われていない森林について 市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築



これまでには森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者
※所有者不明森林へも対応



林業経営者

③

市町村が自ら管理

④

(林野庁HPより)

森林経営管理制度の進め方

・抽出された「森林経営管理制度」対象森林について

①市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
⇒「意向調査」の実施

②所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答があった場合は、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。⇒「経営管理権集積計画」の作成

・市町村に森林の経営管理を委託した場合

③林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者※に経営管理を再委託

⇒「経営管理実施権配分計画」を作成して林業経営者に委託→林業経営者が計画に基づき経営管理

④林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を実施

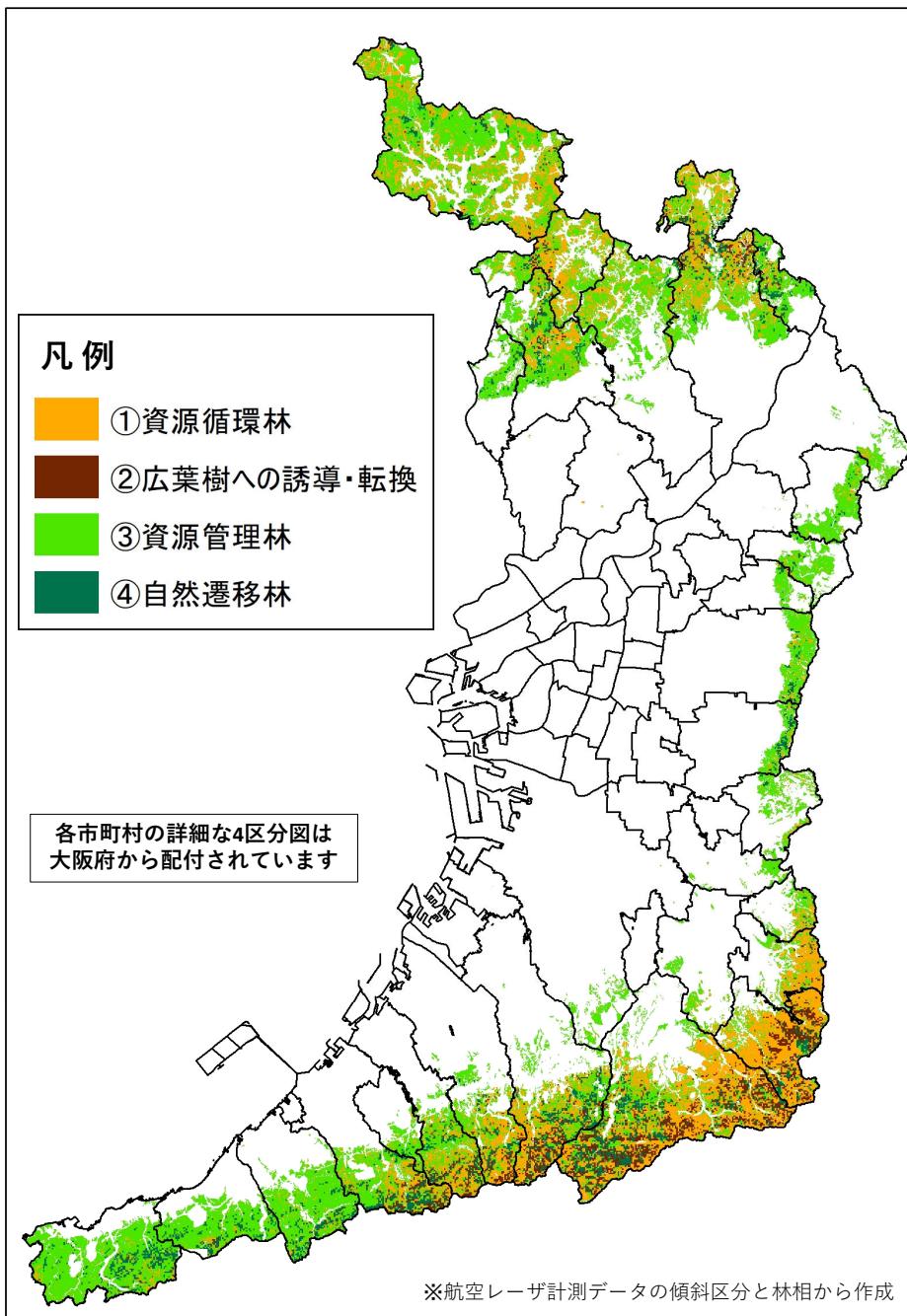
⇒市町村が民間事業者（林業経営者も含む）に森林整備を発注

※意欲と能力のある林業経営者として大阪府に登録されている事業者

■【意向調査、森林の状況等によっては、森林経営管理制度によらず「森林環境譲与税」による整備も可能】

4. 市町村の森林の状況と整備手法の検討

大阪府森林整備指針による4区分図（参考）



市町村が森林環境譲与税を活用した森林整備を進めるためには、まず森林の状況を把握することが重要です。市町村によって森林の面積や人工林の割合等が異なりますが、大阪府が実施した航空レーザ計測の結果に基づく市町村の森林面積とスギ・ヒノキの人工林率は下図のとおりです。

これを基に、森林整備手法を類型化すると概ね4つのパターンに区分できます。市町村での森林整備手法の検討の参考としてください。

市町村別の森林面積とスギ・ヒノキの人工林率

区分	スギ・ヒノキの人工林率							
	40%以上	30%～40%	10%～30%	10%未満				
森林面積	3,000ha以上	千早赤阪村 河内長野市 和泉市	高槻市 能勢町		岬町			
	1,000ha～3,000ha	豊能町 河南町	岸和田市 貝塚市	泉佐野市	茨木市 箕面市	島本町	泉南市 交野市	阪南市
	100ha～1,000ha			太子町	富田林市 熊取町 東大阪市	八尾市 枚方市 柏原市	大東市 四條畷市 池田市	羽曳野市 堺市
	100ha未満						豊中市 吹田市	寝屋川市 高石市

※大阪府による航空レーザ計測の結果に基づく

森林面積・人工林率から類推する森林整備手法のパターンの一例

区分	種類	整備手法
森林面積3,000ha以上 人工林率40%以上	林業経営推進タイプ	まとまった人工林が多いことから、A・Bを中心に、Cを併用
森林面積1,000ha以上 人工林率30%以上	林業経営・ 公的管理複合タイプ	Cを中心に、林業経営が可能な地域では、A・Bによる森林整備を実施
森林面積100ha以上 人工林率10%以上	協定締結型 (防災対策等)	森林が市街地に近いことから、災害防止を重視し、C・Dにより森林整備を実施
森林面積100ha未満 人工林率10%未満	協定締結型 (里山林整備等)	里山林が多いことから、広葉樹の整備など、Dを中心に森林整備を実施

【整備手法の分類】

- A : 森林経営計画を策定し、造林補助事業により整備
- B : 森林経営管理制度（意向調査）で集積計画を策定し、実施権配分計画により林業事業体が整備
- C : 森林経営管理制度（意向調査又は申出）で集積計画を策定し、森林環境譲与税により市町村が管理
- D : 市町村が所有者と協定を締結し、譲与税を活用して整備

5. 大阪府森林整備指針について

森林経営管理制度や森林環境譲与税の譲与がスタートし、森林行政における市町村の役割が大きくなる一方で、森林整備の手法など技術面での蓄積が少ないとことから、大阪府では、府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿とそれを実現するための技術的な手法等を示し、大阪府と市町村が連携・協調して森林の保全整備を進めることを目的として、令和元年12月に「大阪府森林整備指針」を策定しました。

森林環境譲与税の使途・目的を明確にして森林整備に計画的に取り組み、住民等にその説明責任を果たすためにも、当該指針を踏まえた「市町村による森林整備の計画」を作成することが重要です。

大阪府森林整備指針の概要

4つの目標

「指針」では、将来の森林のあるべき姿を示すため、4つの目標を定めています。

- メリハリをつけた林業経営：林業適地の人工林は木材生産、不適地は広葉樹林に転換する
- 防災に配慮した森づくり：災害が起きにくく、起きたときも被害が最小となる森づくりを目指す
- 広葉樹等の資源の育成と活用：条件の良い場所では、資源を有効に活用し、森林の更新を図る
- 多様な森づくり：多様な環境がモザイク状に配置された森林を目指す

※これらの目標を達成することにより、森林資源の循環利用により多様な森林がモザイク状に配置され、防災や生物多様性保全といった森林の公益的機能が高度に発揮される持続可能な森林が維持されます。

森林整備指針の4区分

目標である「メリハリをつけた林業経営」のためには、林業が成り立ちやすい場所と成り立つにくい場所を区分する必要があります。以下の条件を元に、下図のとおり①～④に区分しました。

林業適地の主な自然的条件	林業適地の主な社会的条件
<ul style="list-style-type: none">●地形（傾斜）：35°以下●土壤：褐色森林土	<ul style="list-style-type: none">●路網からの距離：200m以内●森林経営計画：策定されていること●まとまった人工林：効率的な施業が可能であること●所有者の意向：林業経営を続ける強い意向

自然的条件や社会的条件により区分

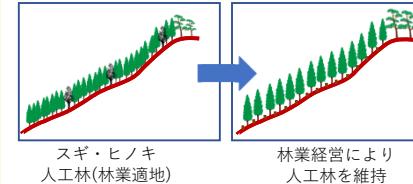


森林整備指針4区分の保育・管理方針

4区分の具体的な施業方法は以下のとおりです。

①資源循環林

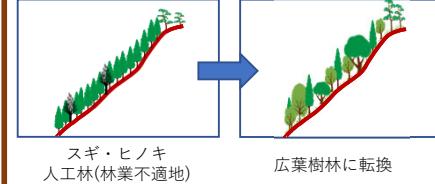
- ・人工林の循環利用により、適正に管理を行う
- ・皆伐後は確実に森林を更新させる。その際、低コスト施業や花粉症対策苗木の植樹に努める



スギ・ヒノキ
人工林(林業適地) → 林業経営により
人工林を維持

②広葉樹林への誘導・転換

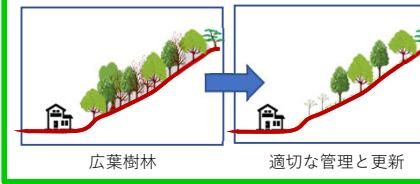
- ・人工林を小面積に皆伐し、天然更新を図る
- ・施業後は定期的にモニタリングする
- ・状況により、強度間伐・広葉樹の植樹等で広葉樹林に誘導する



スギ・ヒノキ
人工林(林業適地) → 広葉樹林に転換

③資源管理林

- ・定期的にモニタリングを実施し、更新伐を行う
- ・搬出可能な場所は資源を経済的に活用する
- ・条件の良い場所では、積極的に広葉樹を育成し、資源循環を図る



広葉樹林 → 適切な管理と更新

④自然遷移林

- ・基本的には自然遷移に任せる
- ・防災上必要な箇所については、公的に対策を講じる



自然遷移に任せた広葉樹林 (イメージ)

なお、詳細な整備手法については、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所作成の下記マニュアルを参照してください。

- 広葉樹林化技術マニュアル（令和元年度）
- 災害に強い森づくり技術マニュアル（令和2年度）
- 広葉樹林の活用に向けた森林整備マニュアル（令和3年度）

共通する配慮事項

各区分の森林施業を実施する上で、「共通する配慮事項」として、次の4点を示しています。

防災対策	森林の防災機能を高度に発揮させるため、健全な森林が維持できるよう配慮する。
生態系保全	多様な自然環境の創出を目指す。植樹の際には、遺伝子攪乱に配慮する。
シカ食害対策	シカ生息地では苗木などの防護対策を行う。関係者とも連携し頭数管理を行う。
景観対策	歩道沿いや眺望対象となる山林では、密度管理や支障木伐採を行うなど、景観に配慮する。

森林整備指針の4区分を、各市町村の森林に当てはめることにより、森林状況の把握やゾーニング、整備の優先順位付けを検討してください。（P7の4区分図を参照）

特に対応が必要な森林

特に対応が必要な森林として、次の3種類の森林が挙げられます。

早期に区分①～③のいずれかの森林に移行できるよう、必要な対策を進めてください。

風倒木被害地	放置すると二次災害の危険等があるので、防災上早期に整理し①～③の森林への移行を図る。
ナラ枯れ被害地	枯死木が道路沿いにあり放置すると危険な箇所等について、早期に対策を実施し、③の森林への移行を図る。
拡大竹林	周囲への拡大を止める対策を早期に実施し、①～③の森林への移行を図る。